

責任共有保証料率表 (注1A)

[表1]
(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無(注12)	料率区分(注3)(注8)(注9)(注11)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証(注4A)	500万円以下	1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35	
	1000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
東京都制度融資	500万円以下	1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27	
	500万円超1000万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33	
	1000万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	
	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
中小企業特定社債 保証(私券債)	有担保	1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30	
	無担保	1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40	
事業承継特別保証、経営承継借換関連(注5)		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
特例関係保険関連 (注6A)	500万円以下					0.34					
	500万円超1000万円以下					0.60					
	1000万円超					0.68					
特定保険関連 (注7A)	500万円以下					0.77					
	500万円超1000万円以下					0.94					
	1000万円超					1.05					
流動資産担保融資保証(ABL)						0.68					
						0.68					
事業再生円滑化関連 保証(ブレDIP)	有担保					1.66					
	無担保					1.76					
事業再生計画実施関連保証						0.80					
振興事業関連保証(注10)						0.56					

(注1A) 責任共有制度の対象となる保証に適用する。なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。

(注1B) 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。なお、「保証料率」は、保証委託額(100%保証のため融資金額と同額)に対する率。

- 経営安定関連保証1号～4号及び6号に係る保証
- 災害関係保証に係る保証
- 特別小口保険(中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号の小規模企業者に限る)に係る保証
- 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)に係る保証
- 事業再生保証に係る保証
- 小口零細企業保証制度(全国統一の保証料率及び国の制度に準拠して創設される自治体保証)
- 求償権消滅保証
- 中堅企業特別保証
- 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
- 事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既借入金を既借残高の範囲で借り換えるもの)
- 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)であって、責任共有制度対象外の保証付既借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受理し、かつ融資実行されたセーフティネット5号の保証付既借入金を既借残高の範囲内で借り換えるもの)
- 危機関連保証
- 統合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。
- 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書)を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用する。
- 特定信用状関連保証、経営承継関連保証、予約保証、特定

経営承継関連保証、事業承継サポート保証、自主廃業支援保証、財務要件型無保証人保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証及び特定連携事業継続力強化関連保証を含む。

(注4B) 経営承継関連保証、予約保証、特定経営承継準備関連保証及び経営承継準備関連保証を含む。

(注5) 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証でガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要な項目の全てについて専門家が満たすものと判断した場合(以下、「承継(専門家確認)」という。)に限り適用する。ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。

(注6A) 次の保険を利用した保証。

- 新事業開拓保険(低保険料率適用分)
- 経営安定関連(1号～4号及び6号を除く)、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、連携事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、振興事業関連(流動資産担保保険利用分を除く)、受託中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。
- 特別小口保険(責任共有対象の保証に係るもの)

(注6B) 次の保険を利用した保証。

- 特別小口保険(東日本大震災復興緊急保険、事業再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に係るものを除く)及び新事業開拓保険(低保険料率適用分)
- 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売

責任共有外保証料率表(注1B)

[表2]
(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無(注12)	料率区分(注3)(注8)(注9)(注11)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証(注4B)	500万円以下	1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33	
	500万円超1000万円以下	1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40	
	1000万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
東京都制度融資	500万円以下	1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37	
	1000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33	
	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43	
特別小口保険・ 特例関係保険関連 (注6B)	500万円以下					0.40					
	500万円超1000万円以下					0.70					
創業関連保証	500万円以下					0.35					
	500万円超1000万円以下					0.50					
	1000万円超					0.60					
東日本大震災 復興緊急保険、 危機関連保証	500万円以下					0.40					
	500万円超1000万円以下					0.60					
	1000万円超					0.70					
特定保険関連 (注7B)	500万円以下					0.90					
	500万円超1000万円以下					1.10					
	1000万円超					1.25					
事業再生保証(DIP)	有担保					2.10					
	企業再生支援融資(法的整理型) 無担保					2.20					
事業再生計画実施関連保証						1.00					
中堅企業特別保証	左記保証の 合計額	1億円以下				0.60					
		1億円超				0.70					

商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、振興事業関連(流動資産担保保険利用分を除く)、受託中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保証。

(注7A) 次の保険を利用した保証。

- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保証及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
- 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、認定連携創業支援等関連、経営力向上関連、地域経済牽引支援関連、情報処理支援関連、技術等情報漏えい防止措置関連及び農林水産物・食品輸出促進支援関連の各特例保証。

(注7B) 次の保険を利用した保証。

- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保証及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
- 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化

支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、認定連携創業支援等関連及び経営力向上関連の各特例保証。

(注8) 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。また、経営力強化保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い料率の場合及び決算書がない場合等は一区分低い料率の適用は行わない。

(注9) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。

- 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
 - 公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し
- ※個人事業者、組合、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等は対象とならない。
※責任共有保証では一括支払契約保証、事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度は対象にならない。責任共有保証では前記に加えて承継(専門家確認)、協調支援型特別保証制度、モニタリング強化型特別保証制度も対象にならない。

(注10) 流動資産担保保険を利用する場合に適用する。

(注11) 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した保証は、同制度要綱に基づき、0.25%又は0.45%割増した料率を適用する。

(注12) 提供を受ける担保が企業価値担保の場合、有担保として扱わない。